

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における調査基準価格の算出方法

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における調査基準価格については、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知)の2(3)の業種区分により、以下のとおり算出する。

また、1つの外注する業務の中に複数の業種が混在する場合(林道・治山の実施設計における「測量」と「建設コンサルタント(土木関係)」の組み合わせや地すべり機構調査における「測量」と「建設コンサルタント(土木関係)」と「一般調査」の組み合わせなど)は、それぞれの業種区分に応じ調査基準価格を算出した上で、合算し調査基準価格とする。

業種区分					下 限	上 限	【参考】主な業務 (外注業務内容で 適宜組み合わせる)
測量	直接測量 費の額	測量調査費の 額	諸経費の額に <u>10分</u> <u>の5</u> を乗じて得た額	-	10分 の6	10分 の8.2	測量
建設コンサルタント(建 築関係)及建築士 事務所	直接人件 費の額	特別経費の額	技術料等経費の額 に10分の6を乗じ て得た額	諸経費の額に10 分の6を乗じて 得た額	10分 の6	<u>10分の</u> <u>8.1</u>	
建設コンサルタント(土木 関係)及計量証明	直接人件 費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の 額に <u>10分の5</u> を 乗じて得た額	10分 の6	<u>10分の</u> <u>8.1</u>	施設設計、流域別調 査、全体計画、地す べり解析など
地質調査(一般調 査を含む。算定は 、 、)	直接調査 費の額	間接調査費の 額に10分の9 を乗じて得た 額	解析等調査業務費 の額に10分の8を 乗じて得た額	諸経費の額に <u>10</u> <u>分の5</u> を乗じて 得た額	3分 の2	10分の 8.5	ボ-リング、地すべり 移動量調査のみで 解析をしないもの
土地家屋調査、補 償コンサルタント、不動産 鑑定及び司法書士	直接人件 費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の 額に <u>10分の5</u> を 乗じて得た額	10分 の6	<u>10分の</u> <u>8.1</u>	

(注) 業種区分の建設コンサルタント(土木関係)の直接経費の額については、労務費を含む。

1 表の から までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、測量及び地質調査を除く請負契約については、その割合が 10分の8.1 を超える場合にあっては 10分の8.1 と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量の請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

2 一つの外注する業務については、その業務内容を業種区分に応じ区分し、業種区分毎に調査基準価格を算出(1)した上で合算し、外注業務の調査基準価格とする。